

でのコミニケーションを敵視するより、こうした情報を吟味・選択する判断力をユーザーが身につけるべき」と主張する。

ホームページ上有害情報の掲載を認めたプロバイダー（インターネット接続業者）の管理責任を問う声も上がっている。これに對して、法学者の間では「プロバイダーの法的責任を問うのは無理がある」という考え方方が強い。「プロバイダーは情報の流通経路の管理者にすぎない。電話で犯罪計画を話し合っても、電話回線の管理責

任が問われないので同じこと」と

はだれでもアクセス可能で、事業上保護の対象になる私的通信性を失っている」という指摘もある。インターネット犯罪で一番多いのはわいせつ画像の掲載だが、現行法ではその対応に限界がある、と指摘する法学者は多い。刑法で「わいせつ物」の対象を「文書、図画その他の物」としているが、画像情報をわいせつ物の対象とすることは現行法の拡大解釈である、とする考え方である。もとも、

「Jのまへ」議論百出の中で、「Jのよつな」ノントロールが可能なのか、今はだれも自信を持つて答えない。人類は、かつてこのよつた「メディアを持つたことがなかつた」と、その問題の大きさを認める声もある。

インターネットを「惡の無法地帯」と形容するメディアもある。インターネット犯罪は、ネット社会の匿名性を最大限に利用していることに共通点がある。そこで匿名性の是非が浮かび上がる。「論議の自由や民主主義の健全な発展のためにも、発信者の実名の明記をルール化すべき」と唱える声もある。これには、匿名性は言論の自由の中に含まれるとした反論も多い。ある識者は、「インターネットには危険な情報やガセネタも混ざっている」としたうえで、「(...)ニケーションを敵視する」よう、こうした情報を吟味・選択する判断力をコーチーが身につけるべき」と主張する。

## 現行法は 新しい犯罪に 対処できるか

二二一

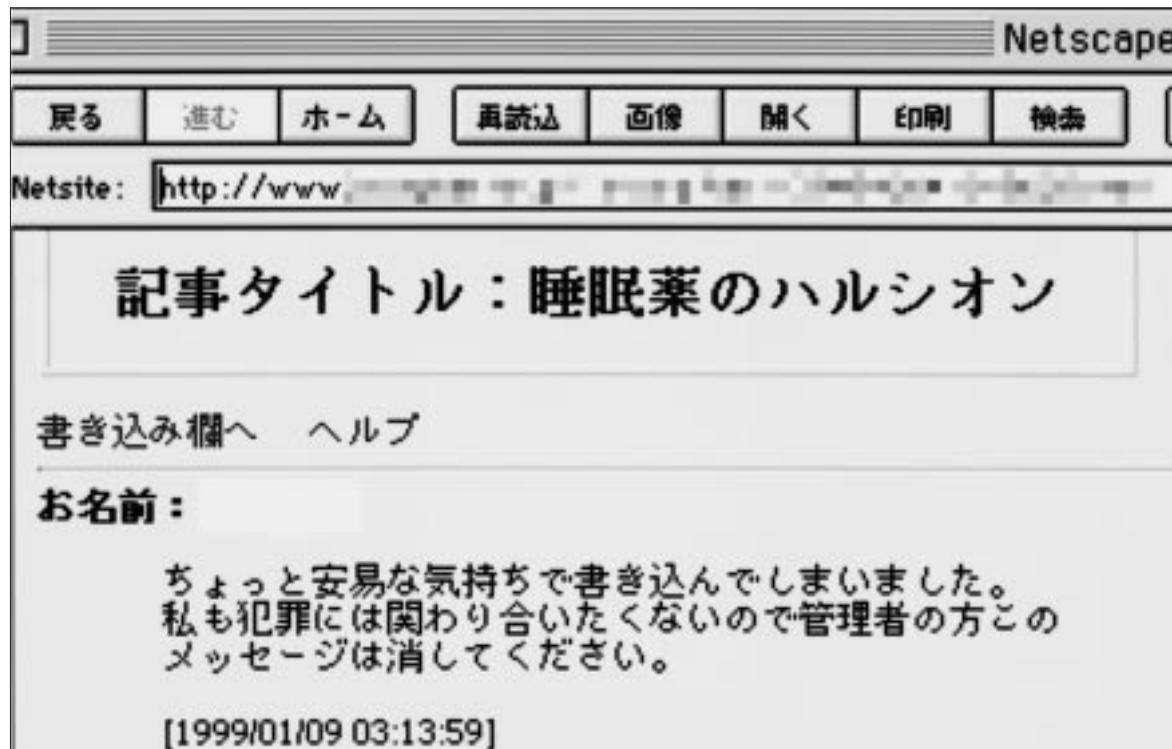
インターネット有害情報に対する法的規制をべきかどうか  
中心的な論の一つである。

れる。「だから、新しい型の犯罪に 対応できる新しい法律が必要」という意見と、「だから、法的規制によらず、ユーザーの自主規制に委ねるべき」という意見である。ただし、現行法でわいせつ画像・情 報に対応できるといつ意見もある。

有害だと思われる「一 ザーは切るべきだ」と断言する。しかし、業者による規制については、「だれがどうこう」の基準でチェックするのか」という問題が残る。また、「何万ページもあるホームページをCHASH

A diagram illustrating a digital image as a stack of horizontal bars. Above this stack is a circle containing a crosshair, representing the field of view or a specific point of interest in the image.

②プロバイダーの管理責任  
プロバイダーの管理責任は問えないと考える法学者が多いが、実際にはわいせつ画像の掲載に関連して、プロバイダーが家毛捜索（96年1月）を受けたり、書類送検（96年9月）されている。



法的規制が  
ナ・ザーの自主性に  
任せるとか

インターネット犯罪

ニュースを読み解く  
8

① インターネット  
世界中のコンピュータ・ネットワークがお互いに接続し合った世界規模のネットワーク。文書をやりとりする電子メールのほか、映像音声を使った情報の受発信も可能。電話に代わる、次世代の「コミュニケーション・ケーション・ネットワーク」として期待されている。

